

埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し保育士資格の取得を目指す者や、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げ、未就学児を持つ保育士のこどもの保育料や潜在保育士の再就職支援に対し、埼玉県保育士修学資金等（以下「修学資金等」という。）を貸し付けるため、埼玉県社会福祉協議会（以下、「埼玉県社協」という。）に埼玉県保育士修学資金等貸付事業に要する費用を補助し、埼玉県内の保育所等に就職する保育士を確保することでこどもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき埼玉県社協が行う埼玉県保育士修学資金等貸付事業とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、埼玉県保育士修学資金等貸付事業の貸付資金及び貸付事業に係る事務費とし、補助基準額及び補助率は別表「補助基準額表」のとおりとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又

は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 実施要綱第19の1に定める貸付事業計画書(別添第1号様式)

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定までの標準的期間)

第7条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた埼玉県社協は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、実施要綱第19の2に定める貸付事業決算書(別添第2号様式)を添えて、毎年度終了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに知事に提出しなければならない。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 埼玉県社協は、実施要綱第18の3に定める返還金が発生したときは、当該返還金が発生した会計年度内に、その全額をすみやかに県に返還しなければならない。

2 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(書類の整備等)

第14条 埼玉県社協は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了の属する会計年度(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた会計年度)の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前校の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により、第5条、第6条及び第11条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、平成28年8月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年8月12日付け少字第526号)

この要綱は、平成29年3月7日から施行し、平成29年10月11日から適用する。

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年3月27日から施行し、令和6年12月17日から適用する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

補助基準額表

補 助 基 準 額	補助対象経費	補助率
<p>次により算定された額</p> <p>1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000円以内 (2) 加算額 ・ 入学準備金（貸付初回時） 1人当たり 200,000円以内 ・ 就職準備金（卒業時） 1人当たり 200,000円以内 ・ 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 (3) 就職準備金 養成施設に在学する者であって、基本額の貸付を受けていない者に対して最終学年の開始時に貸付けるもの 1人当たり 200,000円以内</p> <p>2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内</p> <p>3 保育士保育料貸付 潜在保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限月額 27,000円</p> <p>4 就職準備金貸付 1人当たり 400,000円以内</p> <p>5 事務費 ・ 1事業当たり 4,275,000円以内 ・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 保育士修学資金貸付のみ 5,775,000円以内</p>	<p>保育士修学資金等貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等</p>	<p>10/10</p>

様式第1号（第5条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - （1）埼玉県保育士修学資金等貸付事業計画書（別添第1号様式）
 - （2）埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金所要額調書（別表1）
 - （3）埼玉県保育士修学資金等貸付事業費収支予算書
 - （4）その他参考となる資料

様式第1号（第6条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金変更交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付
手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 当初交付決定額 金 円
- 3 添付書類
 - （1）埼玉県保育士修学資金等貸付事業計画書（別添第1号様式）
 - （2）埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金所要額調書（別表1）
 - （3）埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金収支予算書
 - （4）その他参考となる資料

様式第2号（第8条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年
埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金については、下記のとおり交付し
ます。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
 - (1) この補助金は、埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

様式第2号（第8条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった令和
年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金については、下記のとおり交
付します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
 - (1) この補助金は、埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
 - (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

様式第3号（第11条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和
年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助事業が完了したので、補助金等
の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記の
とおり報告します。

記

1 実績報告額 金 円

2 添付資料

- （1）埼玉県保育士修学資金等貸付事業決算書（別添第2号様式）
- （2）埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金精算額調書（別表2）

様式第4号（第12条関係）

令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1 確定額	金	円
2 交付決定額	金	円
3 差引過不足（△）額	金	円

様式第5号（第4条関係）

令和 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

令和 年 月 日第 号により交付決定のあった令和 年度埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金について、埼玉県保育士修学資金等貸付事業交付要綱4の（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）第14条に基づく額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額 金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

別表1 埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金所要額調書

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

		貸付人数 A 人	貸付等に要する費用 B 円	補助基準額		
				国庫負担額分 C 円	県負担額分 D 円	合計額 E 円
保育士修学資金貸付	(1)基本額					
	(2) 加算額	入学準備金				
		就職準備金				
		生活費加算				
	(3) 就職準備金みの貸付					
保育補助者雇上費貸付						
保育士保育料貸付						
就職準備金貸付						
小 計						
事務費						
合 計						

(記載上の注意)

- 1、A欄は貸付人数を、B欄は貸付等に要する費用を記載すること。
- 2、C欄はB欄に9/10を乗じて得た額に千円未満を切り捨てた額を、D欄はB欄からC欄を引いた額を記載すること。
- 3、E欄はC欄とD欄の合計額を記載すること。

別表2 埼玉県保育士修学資金等貸付事業費補助金精算額調書

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

	貸付人数 A 人	貸付等に要する費用 B 円	補助基準額			交付決定済額 F 円	差額 G 円
			国庫負担額分 C 円	県負担額分 D 円	合計額 E 円		
保育士修学資金貸付	(1)基本額						
	(2) 加算額	入学準備金					
		就職準備金					
		生活費加算					
	(3) 就職準備金 ^{のみ} の貸付						
保育補助者雇上費貸付							
保育士保育料貸付							
就職準備金貸付							
小 計							
事務費							
合 計							

(記載上の注意)

- 1、A欄は貸付人数を、B欄は貸付等に要する費用を記載すること。
- 2、C欄はB欄に9/10を乗じて得た額に千円未満を切り捨てた額を、D欄はB欄からC欄を引いた額を記載すること。
- 3、E欄はC欄とD欄の合計額を記載すること。
- 4、G欄は、E欄からF欄を差し引いた額を記載すること。